

令和4年 一般質問 12月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	新村地区の町道の冬季期間の通行止めについて
		2	住宅リフォーム助成制度の継続を
		3	インボイス制度導入に伴う免税業者の排除について
		4	高齢者の投票環境の整備と移動期日前投票の実施を
仲澤嘉彦	2	1	国民保護のための処置等について
		2	総合的な洪水対策について
		3	災害時の避難経路と避難所の運営について
		4	疲弊している漁業に対する施策について
片石鉄彦	3	1	高齢者等の除排雪の支援について
		2	町民への交通手段の確保について
岩田靖	4	1	自主防災組織の活動費や資機材購入費の助成を
		2	新型コロナウイルス蔓延で影響のある事業所に支援金を
		3	湯ノ岱温泉の改築について

川島忠治 議員

質問1 新村地区の町道の冬季期間の通行止めについて

新村地区の道道5号江差・木古内線から豊田方面へ抜ける町道新村線は、冬季期間になると一部通行止めとなります。

万一の災害や津波警報が発令された場合、新村地区の住民は豊田方面の高台に避難する方法しかありません。冬期間に津波が来ないという確証は、何一つありません。通行止めをしている理由は、旧JR江差線の踏切付近の町道は、緩やかな傾斜の道路になっており、雪が溜まりやすい地形のため、通行止めをしていると聞いています。

万一の津波警報などの発令があった場合に備え、冬季期間も通行できるように対策をすべきと思います。所見をお伺いします。

答弁▼町長

町道新村線は、地吹雪などによる吹き溜まりが発生しやすく、視界不良となることが多いため、防雪柵の設置など防雪対策を行いながら車両通行ルートを確認しておりますが、旧JR江差線の踏切周辺については、窪地形状で吹き溜まりが高く雪の量も多いため、車両通行に支障を来し、多重事故に繋がる恐れもあることから、通行止めを行っております。

町民の安全を守るため必要な対策と考えておりますことから、冬期間の通行止めは引き続き実施してまいります。

なお、本町の津波ハザードマップにおいては、新村地区には浸水箇所はなく、避難場所については、ハンノキ地区コミュニティ施設となっておりますことから、道路情報等を確認し避難していただきたいと存じます。

再質問

1 問目の新村地区の冬季期間の通行止めに関して、3点ばかりちょっとお聞きしたいと思います。

今、問題提起してる町道は、生活道路、ある意味では地元の方々や土木業者の方などもここを通行しています。冬の期間、今、問題提起している地域まで、実は、防雪柵を設置していただいています。さらに、急傾斜にふさわしいような防雪柵を設置しただけでは、吹き溜まりが防ぐことは無理なことでしょうか。それとも、踏切近くまで延長していただいている防雪柵することは無理なことなのでしょうか。まず1点目。

2点目、この道路を、窪地形状の道路は吹き溜まりが高くなると指摘されていますが、例えば道路自体を盛り土にして対応することは不可能でしょうか。

それで3点目、万一津波などの災害起きた場合、新村交流館はハザードマップでは浸水しないといっていますが、町でつくったハザードマップのシミュレーションのDVDありますよね、あれは津波を10メートル想定してるんです。うちら新村地区は6メートルしかないもんでね、その辺とこどういふうに考えてるのか。最終的には、じゃあ冬に例えば津波がきたと想定した場合、それが極端な話が10メートルくらい越えた時だったら、私たちは交流館の中にいるだけでは命は守ることはできませんので、どういふ避難ルートしたらよろしいのか、お聞きしたいと思います。

答弁▼施設課長

まず1点目について、防雪柵の設置が無理かっていふことの質問なんですけども、新村線においては、防雪柵を設置する場合に町内会と打ち合わせ協議を行いまして、防雪柵の設置箇所を決めて、防雪柵の設置位置、もしくは設置の防雪柵の種類も打ち合わせして決めた形の、今、防雪柵を設置しています。延長した場合に、その窪地がどうなるかという、延長した場合防雪柵の今の種類でいきますと、吹き溜め式の防雪柵がつくような形になりますと、柵を越えた辺りから雪が落ちるような形になって、窪地に雪がなおさら溜まるような形状となりますので、窪地の部分に防雪柵を設置するのは無理かというふうに考えています。

続きまして、道路改良については無理かっていふことの質問に関してですね。道路改良すると、道路部分の窪地の部分を平らにして改良した場合に、雪が溜まらなくなるというのは、明らかにその部分に関しては窪地でなくなりますので、雪が現状の今の新村線と同じような形状になりますと通れますが、防雪柵を設置して通るような形となる改良が必要になる。もしくは、防雪柵を設置する検討も必要となるというふうに考えております。

あと3点目の、津波の10メートルの想定というものは、今現在、町で想定してる5メートルの津波のハザードマップで想定してるものでありますので、10メートルになった場合には、新たなその10メートルに対するハザードマップ等の作成の中から検討していかねばならないというふうに考えておまして、今現在でいきますと、ハザードマップのやつはハンノキ地区は6メートルの標高がありますので、5メートル程度の波であるとそこは浸水しないような現状のハザードマップとなっておりますので、想定外のものに関しては、今自分の中では話せる状況にありませんので。

再々質問

町の方のハザードマップは、今言ったように5メートルぐらいと想定してると。だけど、役場でつくった、総務課だと思んですけど、津波によるシミュレーションのDVDありますよね、あれは10メートルを想定してるんです。10メートルを。だから、そういった部分でやっぱり新村の住民の皆さんは、そうはいけどじゃあ、6メートルだったから、その後俺たちはどうすればいいんだよという素朴な意見もあるし、冬なんかは、どこにどういふうに逃げればいいのかよっていう感じって言ってるもんですので、一つ、その辺とこ含めてお聞きしたいと思うんですが。

答弁▼副町長

津波ハザードマップについては、今、施設課長5メートルと言いましたけれど、たしか10メートルだったと思います。ただですね、津波の押し寄せるのは10メートルというシミュレーションでやってるんですけど、当然、だんだん遠くに行くにしたがって、水位についてはだんだん下がってくるんですよ。川島議員も津波ハザードマップをご覧になったと思うんですけど、その結果、浸水箇所というのが色分けして書いてるんですけど、新村地区については、結果的に、当然津波は最初は高くても遠くに行くにしたがって水位が下がってくるものですから、新村地区については、浸水箇所がないということで、津波ハザードマップの方に書いてると思います。その中では、うちのシミュレーションの中では、新村地区については津波については浸水箇所ではないというシミュレーション結果になっております。

冬に津波がきた場合ということであると、今、お話したとおり、新村地区については、津波の浸水に当たらない地区ということですので、そもそも想定の中には入っておりません。

<p>質問2</p>	<p>住宅リフォーム助成制度の継続を</p>
	<p>住宅リフォーム助成制度がスタートしてから、住民、地域の建設業者にとっても工事費20パーセント、上限30万円が助成されるので、利用者から、住宅に関する工事も幅広く適用され、大変助かっている。地元の建築業者から、仕事確保と同時に地域経済を循環させる取組として非常に役立っているという歓迎の声が聞かれます。住民からは、来年度も同制度を利用したいと考えている方もいるかと思えます。継続することによって同制度の価値観も高まります。引き続き継続すべきと思いますが、町長に所見をお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>この制度は、住環境向上の促進、定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的に、令和3年度より2カ年の期限付きで実施しているところですが、令和3年度の実績では、申請件数82件、事業費8,769万9千円、また本年11月末現在の実績では、申請件数76件、事業費9,378万615円と、事業費ベースで昨年度を上回る実績があることから、有効に活用されている現状を鑑みますと、翌年度も引き続き事業を継続してまいりたいと存じます。</p>
	<p>再質問</p>
	<p>この制度、平成28年度から取組まれて6年間、住民の利用者が504件、工事だけで6億5,479万、交付金が9,112万ということで、もうほんとに檜山管内の中で上ノ国の助成制度ほんとに私は評価しております。町内の小規模事業者や建設業者への発注で、地域内の消費を高める波及効果も大きく、そこですら、問題提起をしたいんですが、まず一つ、今全国で個人の住宅リフォーム助成と同時に実施している自治体は、さらに発展させようということで、商店街にも活用できる店舗リフォーム助成制度を、今全国で60を越える自治体で取組んでいます。</p> <p>上ノ国町としても、この事業をさらに発展させる点では、間口をちょっと広げて店舗住宅のリフォーム助成制度のですね、視野に入れて検討してみることはいかがでしょうか。</p>
	<p>答弁▼施設課長</p>
	<p>今のリフォーム制度の商店街に関して、店舗に関してはどうですかということなんですけども、現在今進めてるものに関しては、住宅リフォームという住宅に対してのリフォーム制度で実施しております。その中で、ほかにも何かいいものはないかとか、他の自治体等を確認しまして、住宅リフォームに付けられるような、さらにやれるものはないかというような検討は前年度からずっとしておりまして、今言われました商店街に関しての店舗の種類に関しては、住宅リフォーム、住宅、住むための住宅、店舗の方には入っておりませんので、今後、やる場合の見直しという形になるのか、新たに違う形の店舗用の助成制度等を検討しながら、次年度につきましては、今まで使ってた経緯があって、新たに何かをやらないと、今までやった人に不公平感等出るとあれなので、今年度どおり来年度は実施したいというふうに考えております。新たな、今、議員指摘されたような制度につきましては、新たな形でできるよう検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。</p>
	<p>質問3</p>
	<p>インボイス制度導入に伴う免税業者の排除について</p>
	<p>国は、来年10月からインボイス制度、適格請求書を導入しようとしています。インボイスは、税務署に登録番号を届けると割り当てられ、その登録は、消費税を納税する事業者でないとできません。したがって、免税業者は、インボイスを発行できない仕組みになっています。</p> <p>今まで売上が1千万以下の業者は、消費税の納税義務が免除されています。しかし、小売業者は、仕入れの段階で消費税を支払い、さらに、値引きの原資になったりして消費税を納めていないという口実は該当しません。</p> <p>この制度が導入された場合、財務省の推計でも、全国で免税業者のうちインボイス発行が必要になり、新たに課税業者になるのは個人、法人で161万社と言われ、1社当たり平均15万4千円となり、2,480億円の増税になると財務省は試算しています。</p> <p>町は、入札や公契約、住宅リフォーム制度について、地元業者がインボイス制度に登録していないことを理由に排除することはないか、町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>令和4年10月7日付け総務省通知では、地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行業者であることを競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況に関する要件とする資格を定めることや、適格請求書発行業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないとの考えが示されましたことから、本町においても、この趣旨にそって対処してまいりたいと存じます。</p> <p>また、公契約の相手方及び住宅リフォーム補助事業の施工業者においても同様に対応してまいりたいと存じます。</p>

再質問

先ほどの回答で、免税業者の排除はしないということ確認しました。インボイスの問題の対応について、全国で1,300箇所があるシルバー人材センター、だいたいは60歳以上の方が働いてる場所なんですが、来年10月からインボイス、適格請求制度が導入されたら、事業所は受け取った消費税分から支払った消費税は差し引きできず、運営が困難になるといような新聞でも報道されています。今、全国でインボイス導入に反対の声が広がり、全国の自治体で政府に対して意見書が269自治体に増え、この道内でも8月段階で17市町議会で意見書を採択しています。

一方、政府は円滑に導入するために、11月末に課税業者にならざるを得ない免税業者への負担軽減措置をまとめて1点目が、3年間は消費税納税額を売上に関わる消費税の2割を押さえたいと。2点目が、6年間は年間売上1億円以下の事業者で、仕入れ額が1万円未満ならインボイス不要とする方針も出していますが、しかし、この方針は新たに押しつけられた業者にとっては、実務作業と負担増は解消されません。

町として発注する立場として、委託事業所、あるいは契約の関係、さらにインボイスを発行できる、例えば例あげれば、一番手っ取り早い話が、今高齢者事業団いますよね。今、従来どおりのやり方をお願いするのか、それともインボイスを発行できるように課税業者に見解を求めるのか、その辺とこ、インボイス問題については、町としてどういうふうに対応する考えですか。

答弁▼施設課長

インボイス制度につきましては、業者が決めて行うことになっております。任意となっておりますので、役場から今現在でいきますと、導入するっていうことは、今のところインボイス制度に加入しなければ工事は発注できないというようなシステム組まないというふうに対応しておりますので。あと、高齢者事業団がインボイス制度加入するしないに対しては、任意でございますので、役場の方から何かそれを手助けするようとか、指示するようなことはしません。

再々質問

今現行では、例えば草刈りとか、あるいは花沢温泉のお風呂場の掃除とか、受付とかそういうやってる人たちに対して、そこの高齢者事業団に対しては、従来どおりのやり方でやっていただく。当然そこに消費税払ってますから、それは町の方で負担してるわけですね。消費税、今従来どおりのやり方でやるということは。

答弁▼施設課長

その質問でもお答えしてるとおり、従来どおりの形で取り進めるっていうふうにお答えしていますので、ご理解願います。

質問4 高齢者の投票環境の整備と移動期日前投票の実施を

国民の意思を政治に反映させる選挙は、民主主義体制を支える重要な選挙制度です。今、高齢化のもとで人口減少が進み、投票所の縮小、合わせて投票に行きたくとも行けない投票困難者が増え、投票環境を改善する動きが全国で始まっています。

総務省も、移動期日前投票は3年前の参議院選挙で33自治体、昨年は59自治体、今年の参議院選挙では、84自治体で移動期日前投票が着実に増加していると報道しています。

道内でも7市町で移動期日前投票を実施し、高齢者の投票環境整備と投票率の引き上げを図っています。

管内では、今金町が既に実施しておりますが、令和元年の参議院選挙では、有権者数4,665人で投票率61パーセント。直近の町長選、町議選挙の投票率は85パーセントでした。同町選挙管理委員会は、有権者の減少による投票所の再編、投票当日の送迎巡回バスの運行に加え、期日前投票の利用者増加を踏まえて、今年の参議院選挙から町内8ヶ所で公用バスを使い、移動期日前投票を実施し、45人が利用されたところで、

上ノ国町の投票率も今金町と同じような状況で、町議選では90パーセント台から80パーセント台まで下がり、国政選挙では60パーセント台まで下がっています。一方、有権者の3分の1が期日前投票を利用しています。

現在、期日前投票は役場庁舎で実施していますが、高齢者などは住んでいる近くで投票ができることを望んでいます。住民の投票意欲を高めると同時に、高齢者にも投票の権利を保障する上でも、移動期日前投票の導入を進めるべきと思いますが、所見をお伺いします。

答弁▼選挙管理委員長

移動期日前投票所を開設している多くの団体では、有権者が少なく、投票立会人の選任が困難になるなどの理由で、投票所を統合したことによる代替案としてワンボックス自動車などを利用して開設している状況であります。最寄りの投票所が無くなることによる投票率低下の懸念から講じた措置とのことでございます。

今金町においても、12箇所あった投票所を6箇所に半減したことによる代替え措置として実施しており、あくまでも投票所が無くなった地区での実施と聞いております。

本町では、現在11の投票所を地区ごとに設置し、選挙当日にはその投票所への送迎も行うなどし、投票率向上に取り組んできているところでもあり、11投票所の設置は檜山管内の他町と比較しても多いものと考えております。

投票率向上のために、有権者の利便性を図ることは重要ですが、選挙において必要とされるのは、適正でミスなく選挙が執行されることであると考えられますので、現状では、移動期日前投票所の導入につきましては考えておりません。

しかし、議員ご指摘の投票率の低下とその向上に向けた対策につきましては、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

再質問

最後になります。先ほど、移動期日前投票の導入は考えていない。また、投票所の統廃合した地域に送迎バスを対応すると回答されました。さらに、選挙適正ミスをしてはいけません。当然なことでもあります。

今金町で明らかのように、移動期日前投票所で高齢者など投票する方が増えていることは事実です。結果的には、投票率も上がりました。町内で65歳以上の高齢者の人口は、だいたい3分の2が占めているんですが、高齢化が進み投票率が高くなる保障は、今のやり方では何一つありません。

次のことについて、2点お伺いします。

1点目、選挙管理委員会として、高齢者などの投票意欲と投票の権利を保障するために、手立てを今後どのように考えているのか。

2つ目、国政選挙はじめ、町長、町議選でも今まで以上に投票率を上げるには、期日前投票が町内でも有権者の3分の1が活用しています。利用しています。あわせて町内の有権者の意識を高めるといのが大事です。今後、期日前投票しない。じゃあ、どのような改善策で望むのか、教えてください。

答弁▼選挙管理委員会書記長

まず、高齢者の投票の向上に対する手立てということでございますけれども、こちらにつきましては、やはりなんと言いましても、広報、周知と防災無線だとかそういったことで投票していただきたいという働きかけをすることが一番なのかなと思っておりますし、また、今金町におきまして先ほど来、議会の報告でもございましたけれども、この中で、あくまでも12、投票区あった投票区を半減させて、その部分で移動投票所を開設していると。1日開設しているということでございます。ということは、選挙というのは、暖かい時期にだけあるわけではないんですね。そうなったときに、当然、雨、風、寒さ様々な気象状況に対応した場所が必要になります。それで、町内会の方にも投票区の統廃合という部分で、選挙管理委員会では持ちかけていた現状もございまして、町内会につきましては、あくまでも投票所を維持してほしいということでございますので、そういった中で投票所を維持することで、その投票区に来ていただくというのが、今の私どもの考え方でございまして、なお、そうすることによりまして、先ほど言いましたように天候に左右されることなく、また、移動投票所というのは、バスでありますとか、ワンボックスバスでありますとか、その中に入れる人しか入れないという部分もございまして、そういったことを言いますと、待たせる時間だとかそういった部分考えますと、やはりどうしても投票する方につきましては、施設があった方がより良いだろうなということでございまして、先ほど川島議員おっしゃられたように、期日前投票率におきまして、高齢者の投票率が少ないかといいますと、うちの町といたしましては10代から30代では15パーセント程度、また、40代から60代までが54パーセント程度。60代以上が30パーセント程度と、どちらかといいますと低い年代というのが、若年層が低いということでございます。こういったことを考えますと、やはり投票率の低下の要因といたしましては、社会状況の変化にもありますけれども、もっとも顕著なのが政治に関する無関心といたしまして、そういった部分が一番の要因であるということで、専門的な専門学者とかもお話しているところがございますので、今の投票率の向上という部分につきましては、やはり個人個人に、自分の投票することによって、国なり、政治なりが変わるんだという部分をしっかり広報等していくことによって、投票をしていただくという方法しかないのかなというふうに考えております。

再々質問

新しいことを導入するには、それなりにお金もかかります。あるいは人手も必要です。立会人も今金町では地域の方がなかなか協力者がいないという部分で、職員2名、つまり、法令が改正されて職員でもいよってなってます。そういうふうな話も担当者から聞いています。移動投票所は、パソコンによる今システムオンライン方式で、先ほどもいろいろチェックしたけど、二重の投票チェックをしながら対応しています。この財政的な措置について総務省も、財政措置として移動期日前投票所を実施した場合、経費の2分の1を負担するよと。それが28年度から特別交付税措置をしております。移動期日前投票は考えていないという回答でしたが、じゃあ、それでは研究をしていただくということは無理でしょうか。

答弁▼選挙管理委員会書記長

考えていないというお話をしておりますけれども、当然、今後ですね、人口の減少だとか、地域の状況だとかそういった部分が顕著になってきたときには、やはり先ほど申し上げましたように投票所の統廃合、そういった部分を検討していかなければならないという現実も差し迫っているというふうには思っております。とすると、やはりそういった投票所が少なくなることによって、今まで投票できていた人、近くに投票所があったのに、そういった近くに行けなくなった人が出てくるということでございますので、投票所を少なくする又は統廃合するという部分に差し迫った状況が出たときには、そういった部分はやはり検討していかなければならないというふう考えておりますので、ご理解願います。

仲澤嘉彦 議員

質問1 国民保護のための処置等について

10月4日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、北海道周辺の上空を通過するとの予想から、全国瞬時警報システム、Jアラートを使って「国民保護に関する情報」が出されました。また、同月18日に再び北朝鮮がミサイル1発を発射し、着弾する恐れがあることから、「国民保護に関する情報」を再び発信し、渡島大島から西におおよそ200キロの日本のEEZ、排他的経済水域内に落下したと発表されました。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第2項では、地方公共団体は国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等において、自ら国民の保護のための措置を適確かつ迅速に実施し、当該地方公共団体の区域において、国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有すると規定されているほか、様々な国民保護に関する地方自治体の責務について規定されております。

このことから、武力攻撃事態等において、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を講ずる責務を本町は有しております。

しかしながら、この事案に対して、町から住民保護に関する措置が取られた形跡は見受けられませんでした。町は、同法に基づきどのような措置を講じたのか、お伺いします。

また、ロシアのウクライナ侵攻など、世界情勢の不安定化が進み、近隣諸国の状況を鑑みると危機的状況に陥る事態が増している昨今、法律等に基づき住民保護に関する対応や対策を早急かつ具体的に講ずるべきと考えますが、今後の対応等について、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

はじめに、全国瞬時警報システム、通称Jアラートは、内閣官房から、弾道ミサイル発射に関する情報や地震速報など緊急情報を国民へ瞬時に伝達することを目的としております。

本町では、Jアラートと防災行政無線を接続していることから、Jアラートの情報を迅速に伝達することが出来るようになっております。

議員ご質問の、町はどのような措置を講じたのかとのことですが、今回北朝鮮の弾道ミサイルが発射され、内閣官房からJアラートにより警報が発令されたと同時に、町の防災行政無線をとおして法律の趣旨に基づき警報を伝達する措置を講じたところであります。

今後につきましても、住民皆さまが迅速に必要な行動を取れますよう、国からの指示に基づき適宜適切に対応してまいりたいと存じます。

再質問

Jアラートと防災行政無線が接続していることに加え、法律の趣旨に基づき、警報を防災行政無線で伝達した措置を講じたとの答弁ですが、分かりやすく言うと、自動接続したことが町として法に基づく措置を講じたとの答弁は、住民があまりにも不憫でないですかね。国民保護法とは、我が国に対する外部からの武力攻撃や、大規模なテロ等が行われた際に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、または、武力攻撃等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が、最少となるようにするための措置で、この措置の具体的な内容及び国、地方自治体などの責務について規定した法律が国民保護法だと思います。この国民保護法には、住民に避難に関する措置、避難住民等の救護に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置などから、3本の柱によって成り立っていると思います。

この3本柱のほかに、地方公共団体の責務につきましては、国民保護の計画の作成や、国民保護協議会の設置、運営及び国民保護に関する普及啓発・備蓄・訓練・組織の体制などが規定されております。また、国民保護計画に関しましては、想定される武力攻撃事態等に類型に応じてあらかじめ作成しておく必要があります。国民保護の措置の実施のために極めて重要な役割を満すものであります。

この法に基づく3本の柱の措置と国民保護計画について、町が行っている措置の内容と保護計画について、具体的な内容についてお伺いします。

答弁▼総務課長

国民保護の措置は仲澤議員おっしゃられたように、大きく避難、救助、被害の最小化の3段階から構成されてございます。

一つ目の、避難に係る初動の国、都道府県、市町村の役割では、今回のJアラートのケースとなりますけれども、国が警報を発令した場合、都道府県は、市町村への通知を行い、市町村は、警報の伝達を住民に行うこととなります。

仮にこの後、国が武力攻撃と認定した場合、避難措置の指示を都道府県に指示し、町村は避難の指示伝達を住民に行い、消防等を指揮、警察、自衛隊等に誘導を要請することとなります。

今回のJアラートにつきましては、この初動状況でございまして、国が武力攻撃と認定しているわけではございませんので、町としては警報の伝達を行うに留まっているという状況でございます。

仲澤議員おっしゃられた国民保護計画につきましてですけれども、こちらにつきましても、今、お話ししたように、あくまでも国が武力攻撃と認定したときに、そういったものを発動するという形になっているというふうに考えておりますので、ご理解願います。

再々質問

今の答弁ですが、武力攻撃いわゆる北朝鮮がミサイルを発射してるということですよ。8月のときに日本のEEZ排他的の中に入ってるっていうことですよ。

町民の皆さんは、Jアラート鳴った場合に、どういうふうに措置をとったらいいのかというのがすごく困惑していると思うんです。そんなことから、今回の質問をさせていただいているっていうことなんですよ。一つの提案としてですが、そういうJアラート例えば鳴った場合の町民の皆さんの行動を、広報なりに記載して、このように避難してくださいとか、それも一つの方法かなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

答弁▼総務課長

ただ今の仲澤議員のご質問の内容でございますけれども、広報等で周知したらどうかという内容でございました。Jアラートにつきましては、内容でもお話しているように、例えば柱の陰でありますとか、建物の陰でありますとか、地下街があるところには地下街に逃げてくださいとか、そういったことを通知、伝達しているところでございます。

あくまでも、先ほど言ったように、これまでの北朝鮮の弾道ミサイルの発射につきましては、どのラインで武力攻撃と認定されるか定かたでございませぬ。少なくとも、領空や領海を侵犯されて国土に着弾しなければ認定とならないものと考えられ、領空といいますのは、国際的には外気圏から宇宙とされており、100キロまでが地球圏、つまり領空になります。北朝鮮の弾道ミサイルは、これら弾道ミサイルの、実は高度100キロ以上の宇宙空間を飛来しており、短距離弾道ミサイルと呼ばれるものでも高度100キロ以上を越えており、長距離弾道ミサイルにつきましては、高度1,000キロ以上とはるか上空を飛んでいることから、領空の外を飛んでいることとなりまして、すなわち攻撃を受けているということにはならないということなんですよ。

また、排他的経済水域、EEZというのは、沿岸国の主権が及び領海とは異なり、EEZにおいて沿岸国に認められるのは、魚介類や鉱物などを含む天然資源の探査、開発、保存及び管理などに関する主権的権利と、あと、人工島、施設及び構築物の設置や利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査などに関する管轄に限られており、例えば、沿岸国の安全保障に関する権限などは設けられてございません。そのため、例え弾道ミサイルがEEZ内に着弾したとしても、このことが直ちに国際法に違反するというわけではないことからすると、安全を脅かしているということではありますけれども、直接的な措置はできないことから、嚴重に国の方も嚴重に抗議するという動きになっていると思われ、このような状態からも直ちに武力攻撃とは認定できずに注意喚起に留まっているということがいえるのかなというふうに思っております。

先ほどの広報での周知徹底した方がいいんじゃないかということでございますけれども、やはり広報に周知するといいたしましても、Jアラートで話されている内容でしかないものですから、それをあえて広報で周知するというのも、文字すらにして、皆さんに見ていただくというのも大事かなとは思いますが、その都度Jアラートを聞いていただいて、自分の身を守るという行動をとっていただきたいというふうに思っております。

質問2 総合的な洪水対策について

8月17日に記録的な大雨となった道南ですが、24時間の降水量が観測史上最多を記録、今金町で226ミリとなって河川が氾濫するなど、その被害は甚大なものとなりました。

国は、千年に一度の大雨に備えるよう各自治体に促し、昨年本町も洪水ハザードマップの改定を行い、住民に配布しております。専門家によると、千年に一度の周期で起こっていた大雨は、今後、常に起こりうる事態となっていると指摘しております。災害対応には、自助・共助・公助の分野別に対策を講ずることは言うまでもありませんが、公助の分野を担う本町における具体的な洪水対策についてお伺いします。

答弁▼町長

本町では、令和3年3月に上ノ国町地域防災計画、上ノ国町津波避難計画及び洪水ハザードマップ等を改定したほか、各種ハザードマップや、もしもに備える防災ノートなどを作成し、全戸配布しているところがあります。

地域防災計画には、自らの安全を自らで守るための「自助」、近隣住民や町内会の方々とは助け合う「共助」、役場、消防、警察などが対策をする「公助」と、それぞれがその役割を基本として行動することを明記しております。

議員ご質問の、本町における具体的な災害対策につきましては、ハードの部分では、令和2年度に完成しました防災行政無線設備のデジタル化、海岸地区への避難階段の設置及び修繕、石崎地区のイゲ沢への排水ポンプの設置、現在進めておりますオナミ沢への排水ポンプの設置、令和元年度から令和3年度までの3カ年で過搬型発電機、排水ポンプの購入整備、令和3年度に完成した上ノ国町防災備蓄倉庫の建設などを実施しております。

また、ソフトの部分につきましても、前段の地域防災計画、ハザードマップ等の改定・配布、防災備蓄品の購入整備に努めるとともに、発災時における防災協定の締結、見直しなども進めております。

さらに、本年10月からは退職自衛官を採用し、住民に対する防災知識の更なる普及を図るべく、防災教室等の開催も計画しており、公助につきましては、ここ数年で特に力を入れて取り組んできているところがあります。

再質問

総合的な洪水対策などに対する町の対応についてご答弁いただきましたが、千年に1度の大雨が頻繁に起こりうると専門家が警鐘を鳴らしております。

町の今の答弁ですと、従来どおりの対策であって、集中豪雨など観測史上最大の大雨になることを想定された対策とは思えず、これらに対して対策が急務であり、自助・共助を強調しておりますが、私が聞いているのは公助の部分で、とるべく対策が多々あるにもかかわらず、その対策は最低限にも満たしてないと言わざるを得ません。弱者である住民に対して、できる限りの公助を行い、はじめて自助・共助をお願いすることで、住民の生命と財産は守ることができると思います。

過去の災害から学び、それに基づき最低限必要な対策を講ずるべきと思いますが、いかがかお伺いします。

答弁▼総務課長

まず、仲澤議員おっしゃったように公助といいますのは、役場、消防、警察、自衛隊などによる支援をいいます。上ノ国町地域防災計画に基づき、自然対策として食料や飲料水など生活物資の備蓄でありますとか、資機材の整備、または民間事業者や他の町村との応援協定などを実施し、災害時には、人命救助や復旧、復興を担っていきます。

主な公助の取組といたしましては、情報伝達の機能の充実。こちらは、防災無線による個別受信機でありますとか、屋外スピーカーでありますとか、設置、運用をしていることでございますし、広報車による広報の実施、また、ホームページ等の活用。ヤフー防災速報でありますとか、備蓄品の整備、管理。自助への支援。これは、もしもに備える防災資料でありますとか、そういったものを発行してございますし、共助への支援は、自主防災組織への啓発でありますとか、支援または災害対応につきましては、人命救助でありますとか、復旧、復興、防災訓練につきましては、関係機関との連携強化などを公助ということでございます。

これは、一般的な考え方でございますので、そういった内容を積み重ねていくというのが非常に大事なことであって、仲澤議員がおっしゃられた千年に1度の災害というのも、たしかにここ数年、気象状況の変化により雨の多さだとか、そういったことが危惧されるところでございますけれども、全て備品でありますとか、そういったものを一気に準備するという話にもなり得ませんし、これをコツコツ、コツコツ積み重ねていくことによって、そういった災害に備えるという手段も必要なのかなと思っております。

自助でございます、例えば食品の自分たちで3日間分の食料を用意するというのもございます。これは、自助でやっていただくこととなるんですけども、そういった部分の抜け落ちた部分につきましても、町としては、準備していかなければならないということで、準備をしてきております。

ただ、議員ご指摘のとおり、まだまだ足りないというお考えもあると思います。それにつきましても、ローリングストック法ということで、町もローリングストック法を活用しながら、例えば時期の来たものについては、5年間だとか7年間だとかで破棄しなければならないもの。そういったものがあるということで、回しながら尚かつ増やしていくというような状況をつくり上げて、今後ともそういった防災に対する考え方を積み重ねていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解願います。

再々質問

ただ今の課長答弁されたことなんですが、それとですね、一つなんですが、公助で行えることなんですけど、例えば天野川の橋の下、中州、あとそれぞれいろんな中州があります。寄木等がいっぱい重なって盛り上がり状態等があります。そういうのを除去するののも一つの公助の手助けだと思うんです。

そういうことも考えながら今後ですね、どうしたら人的被害、それは放っとくことは先ほども言いましたけど、これは人的被害の方だと思います。やるべきことをやって自然には勝てないと思うんですけど、自分たちができることを限りなくやらないとだめだと思うんですが、いかがでしょうか。

答弁▼町長

今、仲澤議員言うように全くそのとおりです。
当然ながら、洪水は川の氾濫が主ですから、うちの方もですね、今まで議会でも何回も今の天野川の堤防どうするんだとか、今言う河畔林をどうするとか、中州にたまって石をどうするっていうことですね、実は毎年、北海道の方にあそこ全部管理は2級河川ですから北海道の管理になります。常に申し込んでいるわけですが、せいぜいいつも北海道でも150本くらいあるそうです。そうすると、1千万、2千万かけてもこれだけやったのかというくらい、本当にほんの少しなんです。実は、今回もなんか1千万くらいあったんですけど、今金の方で大洪水起きたものですから、持っていかれたということですね、当然、それは引き続きうちの方も防災は無理でも減災という趣旨に則って、これからもっともっと北海道の方に、今の河川の氾濫、そしてまた、町有河川も含めて減災を進めるような政策は展開していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

質問3 災害時の避難経路と避難所の運営について

先ほども触れましたが、町は住民に対して千年に一度の大雨に備えるよう洪水ハザードマップの改定を行い、全戸に配布しました。氾濫の恐れ、若しくは氾濫による避難指示等を出した場合の避難経路についてですが、ハザードマップ上から避難経路を検討すると、大留地区の避難所となっている町民スポーツセンターでは、多くの住民が氾濫する天野川方向に避難することとなり、避難中に二次的な被害となる恐れが大いにあります。

そこで、避難経路の早急な見直しと具体的な対策をとる必要があると思っておりますが、町長の所見をお伺いします。

また、避難場所と運営についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、収容人数から避難場所の確保が不十分であることは明白です。高齢者や乳幼児など、避難後に感染症や衛生上の問題、電気の遮断がもたらす寒さ対策など様々な問題で命を守れない事案があり、町が取るべき対策は山ほどあります。

そこで、最適な避難場所の確保と避難運営について、どの様に対策をしてきたのか、また、今後の備えについて、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

町では災害の発生状況に対応し、避難指示などを発令する一方、住民はその災害に対し最適な避難場所に避難することとなります。避難経路については、発生する災害、その発生場所等により避難者が判断することとなるため、町ではこれまで上ノ国消防署の協力を得ながら、町内会単位等で図上訓練を実施してまいりました。

図上訓練は、ハザードマップ上で危険な場所を把握し、その事象毎に最適な避難経路を導き出し、災害時に備えるものとなっております。

従いまして、避難経路につきましては、災害の状況により変化するものであり、その状況に対応した経路を住民自らが選択し避難することとなります。また、指定避難所の収容可能人員につきましては、感染症予防も講じ、人と人の距離を保つことを前提に算出しても十分な人数を収容できるよう防災計画改定時に計画しております。さらに、災害の状況により避難所を設定することから、状況に応じてどこの避難所を開設するのかわかってくるものであり、現時点ではこれまでの災害等に鑑みても避難所の確保が不十分であるとは考えておりません。

併せて避難後のご指摘でございますが、町では、可搬型発電機はもとより寒さ対策備品等さまざまな避難用備品等を準備してきております。

また、今後についてもその内容を充実するよう取り組んでまいりたいと存じます。

質問4 疲弊している漁業に対する施策について

本町の重要な産業である漁業の状況は、漁船漁業を中心とした漁業形態であったが、イカ、スケトウダラなどの不良から漁業経営が成り立たず、やむなく廃業する漁業者が出ているなど、かつてないほど疲弊している状況が長らく続いております。

これ以上、この状況が続くとすれば、この町から漁業という一つの産業が消えることを意味します。本町は、海洋牧場という全道でも類のない施設と町営の栽培センターを有していることもあり、育てる漁業と養殖事業を展開することは他地域と比べると優位にあると思っております。

町長は、農業漁業でくえるまちを目指し、様々な施策を展開してまいりました。当然、この分野は、すぐに効果や結果が出るものではありませんが、私は、町長の施策を高く評価させていただいております。これまで培ってきた技術と経験を活かし、産業を守る観点からも、漁協任せでなく、町主導で育てる漁業と養殖事業を今すぐにも予算化を図り、具体的な取組を実施すべきと思っておりますが、町長の所見をお伺いします。

また、様々な影響により、漁業経営が圧迫されている状況を打破するために、早急に必要な対策を漁業者と協議しながら、安心して安全に持続可能な漁家経営を目指した補助金や、交付金制度を拡充・拡大、さらには、新たな制度も含め思い切った政策を進めるべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

漁業資源の減少から水揚げが上がらず漁業経営が厳しくなっていることから、これまでも町では、漁業収入の増大を図るべく、稚ナマコ放流やウニの深浅移植などへの支援や栽培漁業総合センターでのアワビ中間育成やエゾバカ貝種苗生産などに取り組んでまいりました。

また、海洋牧場では、若手漁業者がアワビ、ナマコ、ウニ、牡蠣などの養殖事業を実施していることから、継続的に支援しております。

議員ご提案の町主導での育てる漁業としての養殖事業の実施についてですが、養殖事業に必要な区画漁業権は、ひやま漁業協同組合が有していることから、漁業者の所得維持や拡大のため、当該漁業協同組合と連携を図りながら、引き続き各種支援を実施してまいり所存です。

また、本年度より、漁獲力の維持拡大、水産物の鮮度保持や漁労活動の負担軽減を図るため、漁業者や各漁業部会に対し、漁具漁網等への支援を開始しておりますことから、今後とも、当該漁業協同組合と都度協議を交わしながら、必要な施策を検討してまいりたいと存じます。

再質問

疲弊している漁業に早急な対策が必要だと思えます。今までも検討してきている思いがありますが、検討材料には、漁協や町も事欠かないのではないのでしょうか。そこでですね、いつまで、どのように検討するのか、お伺いいたします。

答弁▼水産商工課長

今の検討という場合については、新たな施策等々のご質問かと思われれます。

こちらの方については、答弁でもちょっと回答させていただきましたが、まず今年度より、漁具、漁網の支援策を実施させていただいております。この状況につきましては、漁業者、共同漁業者に対しては2分の1の支援。あと、部会に対しては4分の3までの支援ということで、今回やらせていただいております。

これにつきましては、25年から27年まで同じく漁具、漁網の支援がありましたが、今回新たに漁業者の皆さま、または、部会の皆さま、または、当然組合の職員の皆さまとも協議をしながらですね、当然今後の漁業経営につきましては、議員ご指摘のとおり、ますます高齢化も進みながら漁業者の方が減少するだろうということで予測しておりますので、そういうような部分で、共同の作業とか共同の漁業というのは、養殖漁業のほかに採る漁業としても必要な施策だと思っております。

そういう部分で、今回部会、または、個人漁業者でなく共同経営者にも、という形で今回、9月の定例会に提案させていただいております。

また、今後ですね、先ほど育てる漁業ということもありましたが、今後、各町の方でいろんな育てる漁業を実験という形、各地域でやってる部分もございますので、今後そういう育てる漁業等の関係につきましては、各地域の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

再々質問

先ほども再質問で言いましたけど、それだと時間がかかりすぎると思うんですよね。今すぐ、今すぐ、さっきも質問のとおり結果は出ないと思うんですが、採るばかりじゃなくて、採る漁業というのは、先ほどもいいましたスケソウダラ、イカ等が不漁で全然だめですよね。だから、いろんな関係機関、例えば北海道とかそういうとこに質問しながら、聞きながら早急にどうしたらいいのかというのは、しないといけない時期だと私は思うんですが、いかがですか。

答弁▼町長

この漁業の問題は何回も議論してきました。
私は、平成14年に町長就任以来ですね、平成15年に農業漁業で喰えるまちということを提唱してですね、当時、7億あった農業漁業を10億にしようということでやったんですけど、残念ながら当時7億が、今、今回の行政報告でもありましたように、3億に満たっていません。残念ながら。そういう中で、今までさまざまな施策をしてきました。今、言いました養殖漁業すごい格好いいんですけど、簡単に儲からないんです。海洋牧場あります。あの海洋牧場に皆さん知ってるとおり、近畿大学がマグロの養殖で成功しています。それで、その教授に来てもらいました。教授に来てもらって海洋牧場見てもらいました。どうですか。無理ですと。水温が低くて、これくらいなら無理ですって、残念ながら。私も期待したんですけど。そういう答えをしてですね、今言いましたように、去年、一昨年も振興局に行って、振興局として檜山全体でなんの魚種やればいいのか検討しなさいということで、私も一緒にやったんですけど残念ながら、出てこないんです。恥ずかしながら。
今回も、なぜかという、自然を相手にします。今回、今日も新聞出てました。檜山はサケがすごい大漁だと。せたなまで大漁で熊石から不漁なんです。そういう自然を相手にします。また、うちの方には、花田副組合長もおりますが、漁協とも何回もやってます。残念ながらですね、今、私たちもこれをやったらいいだろうなというものあればいいんですけど、自然を相手に。実はこの前、札幌行って、あるオホーツクの組合長と話しました。そこの組合は、100人の漁業者がいるそうです。いくらやってもすたら、50億やっていますと言うんですよ。うちは500人で、檜山全体で35億くらいです。で、その時に、後継者はどうしますたら全く心配ありませんと。うちは毎年1軒あたり、組合から2千万ずつ配当金がくるっていうんですよ。オホーツクだとか比べると、自然条件がなくて、当然ながら北海道、水産試験場、漁協、何回も何回もやって、実は今年ですね、道南でサーモンやろうじゃないかということで、実は函館市長の提唱でみんなでやることに決めてます。ただし、その養殖も計算するといくら儲かるのかわたら、補助金がなければ運営できないという現状なんです。ですから、今言いましたように、うちの担当課長言いました、私たちにできるのは、漁業者に対していかに支援をするかということですけど、現実自然を相手ですから。私はですね、仲澤議員以上に忸怩たる思いなんです。20年やってなんで10億が3億になるんだという。ですが、ただそう言っても事は進みませんので、もっともっとそういう議会の皆さんの意向もありますので、私も積極的に、まさしく第1次産業を守ることが国を守るという大前提でありますので、それについては真摯に受け止めてこれからも進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

片石鉄彦 議員

質問1 高齢者等の除排雪の支援について

このところの降雪で、いよいよ高齢者や体の不自由な方にとって暮らしにくい冬が到来しました。気象庁の予報によると、ラニーニャ現象が現在も出現し、併せて日本海の海水温が3度も上昇しているため、過去20年のうちで最大の積雪量になる確立が高いと報じられております。今年の冬は、危険な家屋の除排雪をボランティアの方々によって行われましたので、倒壊の難を逃れることができました。
私は、3月定例会において、支援制度の創設について提案したところ、次年度に向けて検討するとの答弁でありましたが、どのようになっているのか、町長の所見をお伺いいたします。

答弁▼町長

高齢者等屋根の除排雪の支援につきましては、昨年、倒壊の恐れがあった3件の対応を踏まえ、関係部署を招集し検討してまいりましたが、個人の財産は個人で守ることが原則であり、普段の管理状況によってはその対応に対する意見が分かれることもあることから、町が直接的に補助制度を設けることは適当でないものと考えております。
しかしながら、高齢者などの社会的弱者は、その生活環境により自分では対応できないことも十分に考えられますので、地域の状況をよりよく把握している町内会などと協議しながら、今年度中の実施に向けて、その支援策を検討してまいりたいと存じます。なお、他の自治体においては、見守りや安否確認を兼ねた除雪を地域で実施しているところもありますので、このような活動の工夫も必要と考えております。
また、昨年は除排雪サービスを提供する事業者を紹介してほしいなどの問い合わせが寄せられていたことから、町内建設事業者による戸別住宅への有料サービスの提供など、関連団体と協議を続けているところでございます。

再質問

答弁の中で、今年度中の実施に向けて支援策を検討していくというようなことですか。これは、実施するということですか。もしかしたら、しないということもあり得るとい、どっちの解釈でした方がいいでしょうか。それについてお願いします。

そして、今この答弁で、実施するというようなことになりますと、ほんとに困っている人たちが大変喜ばれることと思います。今の答弁の中で、ちょっと確認したいんですが、まず1点目、関係部署で協議した後のことではありますが、この中に町民が入っているのかどうか、まず1点目。

それと今の中で、他の自治体でいろいろこの支援制度持っております。どうして本町は、補助制度を持つことが適当でないということになるのか、その理由についてお聞かせください。

3点目でありましたが、たしかに見ますと普段の管理がよくない例もあります。私も、ずっと見て回ってまですけれども、そのために本当に困っている人を助けられないという議論はおかしいのではないかなと思うんですが、それについて伺います。

そして、町はいつも自助・共助・公助という、よってあの高齢者などにそれができない言いますけれども、高齢者などによっては、それができない地域があると思います。町内会でもいろいろずっと見ました。高齢化率が高く役員も構成員も高齢で、おそらく期待したような今の自助・共助はできないと思いますけれども、それをどのように認識しているのか、伺います。

で、最後に5点目でありましたが、町内会と協議して今年度中の実施をするとのことではありますが、現在どのような方法を考えているのか、それについての予算措置はどうするのかについて、伺います。

答弁▼保健福祉課長

実施するかしないかっていう質問でございますが、ただ今の段階ではどちらともいえません。というのは、これからの協議っていうことですので、あきらかに今後、まだまだ細かい点で協議をしなければならぬことがありますので、現段階のところでは、はっきりとしたお答えはできません。

1番目の、関係機関と協議しているのかってことですが、今の協議というのは、役場庁舎内での協議、関係者、関係課との協議っていうことで町民は入っておりません。他の自治体ではやっているが、なぜ補助しないのかっていうことでございますが、他の自治体におきましても、いろんな助成制度がございます。檜山管内ではないんですが、近隣では知内町や木古内町がやっておりますが、かかった経費の例えば3分の2でしたりとか、上限をいくらまでっていうことに決めております。ただ、うちの町としましては、関係者で関係課長等で協議した段階で、どこまでの基準、どのような降雪でどこまでを補助するのかっていう部分の基準がすごく難しく、それぞれの担当の者でも意見が分かれており、その基準の設置をする、またルールを決めるという部分がすごく厳しいなというような状況でございます。

それで、普段管理に困ってる方、普段の管理の部分っていうのあるんですが、そここのところも、昨年対応しました3件の事例を踏まえてですね、高齢者のおかれてます3件の状況というの、それぞれいろんな家族背景だったりとか、家屋の関係がありました。ただ、そここのところをどのようにするのかっていう部分で、やはりその環境だったりとか、道路までの環境、普段の環境、あと本人たちの生活状況という部分も踏まえて、たしかにいろんな問題点があります。困っているとはいいますが、この3件だけが困っているわけではなく、ほかの町民や去年の雪の量でありますと、ほんとに災害級の雪だと思ひまして、ほかの方々は、自助で自分たちでいろんな方に協力を得て除排雪をやっていることも前から聞いております。ほんとに困っている方っていうのはどういう方なのかっていう部分は、それぞれの状況におかれまして、非常に難しい問題じゃないかなっていうふうに思っております。また、私たち日頃、高齢者と関わっている段階の中で、やっぱり困っている感、ここまでがんばらなくて大丈夫だよ。逆にサービス使った方が生活支援なるんじゃないかっていう部分がありまして、ただその方の生活感だったりとか、生き方やお金の使い方によって、やはりそういう公的なサービスを使いたくない方もいらっしゃいます。ただ、その方の判断能力やいろんな状況によっては、除雪やそういう部分だけではなく、生活全般への支援とかっていう部分をまとめてですね、支援しなきゃならないような家庭環境の方もいらっしゃいますので、その辺のところの状況というの難しいさをこの検討委員会の中では感じておりました。

たしかに上ノ国町も高齢化率は50パーセントあるっていうことなんです、限界集落の部分も多くはなっけてきております。ただ、全員が皆さんが、昔の話じゃないですけど、向こう3軒両隣じゃないですけど、お互いがお互いの隣を声掛けたりとか、見守るような制度、また、地域の中には消防団がいらっしゃったり、民生委員さん、協力員さん、いろんな方がいらっしゃいますので、そのような方々の声掛けだったりとか、見守りをするることによって、除雪だけではなくもっと暮らしやすいような生活になると思いますので、そのような状況から、これからいろんな政策を除雪だけに限らず、そのような政策も必要ではないかなというふうに考えております。

町内会さんとの協議は、これから政策策定委員会で話した内容につきまして、今後、連合町内会さん等とあわせて話し合いを進めていかなければならないなというような考えてるような状況です。

再々質問

ちょっと今の答弁、なんか後退したような感じで、ほんとにこの冬に実施されるのかどうか、ほんとになんか今、おそらく町民聞くと残念な答弁だと思うんですが、ぜひ、実施する方向でやっていただきたいと思います。

それで、関係部署、役所の関係部署だと思うんですが、どうして住民のそういう声を一緒に聞いた中でできなかったのか、それがちょっと残念なんです。やっぱり最近いろんな問題で、役所と住民との離れていく、そういう状況というのがニュースなんかでもでてますけども、まず、そのどうして住民と関わりがなかったのか。ほかの自治体でも助成制度たくさん持っています。ネット調べるとかなりの数あります。そして、直接助成してる自治体もあります。あまり長くなるといけないので、簡単に言いますが、もし、町でできないなら例えば江別市のように社会福祉協議会に委託して、そして、高齢者や体の不自由な人以外にも有料でやっています。江別市は、だから、そういう方策だつてとれると思うんです。もちろん住民が先頭なってやれるわけじゃないですから、それは例えば今言ったように社会福祉協議会になるとか、違う団体にそれを委託、どうだつてというのは委託して、そして町民に江別市のような、そして、こういう資料つくって、この業者はこういうふうにやりますよ。この業者はこういうふうに出しますよというような、そういう情報流してやれば町民も直接業者に電話したりして、なると思います。

ですから、無料でやれつてことでなくて、やっぱり有料でもやっぱりそういう手段は講じてやらないと自助・共助のできない地域だつてあると思うんです。そりゃ数少ないかもしれませんが、やっぱりそういう人たちのことをやっぱり考えてやるべきだと思いますけれども、いかがですか。

答弁▼副町長

まず、町民を入れて検討会議を開くべきだというお話なんですけど、まずやはり、町の助成制度として法的に問題ないかとか、そういうものも検討する意味では、まず、町としての方針を立てなければならぬということで、町の方で検討委員会を開いて、その結果を申し上げた次第であります。

今後については、先ほども答弁の中にもありましたとおり、町内会、連合町内会などを含めて今後の対応の仕方について協議していきたいというふうに思っております。あわせて、有料による建設業とかそういう方法もあるんじゃないか。また、社会福祉協議会を通じて町が委託してやるべきじゃないかということでもありますけれど、その辺については、まずは建設関係の業者についての有料事業については、1回目の答弁でもありましたとおり、昨年もやはり有料でもいいからやれる業者を紹介してくれないかという問い合わせもありましたので、これについては、例えば水道の凍結の時、広報誌などで業者を紹介しているような形で、除雪の関係についても建設協会などと、今話をして実際できる業者を広報などで周知しようと思っております。また、社会福祉協議会を通じて、そのような社会福祉協議会の方に委託事業でできないかということですが、そもそも委託事業にやっても、町のお金を使ってやることになります。結果的には変わりないことですが、まず一つ、うちの方で考えたのは、昨年その3件の部分。これを検討の内容として吟味したところ、災害級の例えば昨年の場合、湯ノ岱地区で災害級の大雪に見舞われて、全ての全戸が大変な状況であれば、当然町として、災害発令などを出して、町の公費でやることも可能です。ただ、大雪だとはいいながら、3件のみだったものですから、町の災害発令などでやる状況ではなかったということです。そのような状況の中で、町が公費を用いてそれを対応するような状況ではできなかったと。で、今後についても、やはり本来であれば1回目の答弁でありましたとおり、自分の財産は自分で守るのが、これが大原則です。ここに公費をつぎ込むことは本来は考えられません。ただ、そういいながら、その生活環境によってはできない部分もありますので、これをそうしたら公費で補助してやるためにはどのような形ができるのか。それが、今悩んでるところでもありますので、そういう部分で、公助の部分でできる部分と、町内会などと協議をして、共助でできる部分、その辺を組み合わせながらどういう形で公助としてできるのか、いろいろ検討していきたいということが、今、模索しているような状況でありますので、そのような状況だということを報告したいと思います。

質問2 町民への交通手段の確保について

最近、高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故が全国で頻繁に発生しております。幸い本町においては、大きな事故は発生しておりませんが、高齢者ドライバーが増えており、予断を許せない状況と思えます。その一因に交通手段が少ないので、運転免許証の返納が進まない事もあると思われま。バス路線の沿線の地区は、かなり便利になったとは思いますが、外れた地区の方の声は悲痛であります。

隣町、江差町では、全区間で実証実験ですがバスの運行をはじめたとの事でありま。ドライバーばかりでなく、町民の足の確保について真剣に考えていただきたいと思えますが、上ノ国町地域公共交通活性化協議会での進捗状況はどの様になっているのか、お伺いして1回目の質問を終わります。

答弁▼町長

上ノ国町地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置したところでございます。

現在、専門のコンサルタントに委託し、町内の地域交通状況について乗降調査を進めております。また、令和5年1月に町民のニーズ把握調査を実施し、その結果を踏まえて令和5年度に地域公共交通計画を策定する予定となっております。

さらに、地域公共交通の実証実験等につきましては、協議会での検討、意見集約を行い、併せて北海道の補助事業の活用も検討しながら、令和6年度を目処に進めてまいりたいと存じます。

再質問

上ノ国町地域公共交通活性化協議会、これでいろんな議論これからして、そして、コンサルタントに委託して町民のニーズの把握とかするというところでありますが、まず、この交通会議の構成員というのはどういう立場の方で、何人ぐらいでしょうか。

それと2点目が、町民ニーズを今コンサルタントで把握するんですが、この調査の対象というのはどれぐらいなんですか。全町民なんですか。それともある一定のそういう年齢の方とか、そういうの考えてるのかどうか。

もう一つ最後に、隣町で実証実験ですけれども、バスの運行やっています。町民説明会も聞くところによるとあったみたいで、その中で、賛成反対もありますけれども、賛成する声とかかなり強いと思うんですが、その情報というのはうちの方には入ってますでしょうか。この3点お願いします。

答弁▼総務課長

まず構成員につきましては、上ノ国町長及び商工会会長だとかバス会社、振興局、タクシー会社、民生委員の代表でありますとか、総勢20名ということになっております。

調査対象につきましては、市街地を除く全戸調査対象となっております。

また、先ほどの情報が入っているかということでございますけれども、他町の情報といたしましては、デマンドバスだとかデマンドタクシーを使われているという部分もございますけれども、やはり短距離を移動するには高いというお話もありますし、長距離を移動するにはいいのかなということでもございます。

ただ、私どもの方といたしましては、近隣他町との比較をいたしますと、面積的な部分だとか、さまざま違う部分がございます。本町ではカミ優待というバスの利用、いわゆる100円バスですね。こちらに取り組んでおり、道道、国道沿線については、他町にないほどそういった安く乗れているという現状があるというふうに認識しております。その中で、周りのそれ以外の、沿線以外の人たちの足をどういうふうに確保するかという部分が問題になると思うんですけれども、こちらの方はやはり協議会の中でそういった町民の代表でありますとか、交通の代表でありますとか、行政の代表でありますとか、そういった方々の考え方とか、いろんな情報を集めてより良いものをつくっていき、計画に反映させていき、実行していきたいというふうに考えております。

再々質問

この計画に沿って迅速に進めていただきたいと思いますけれども、隣町の、隣の江差町の例の中では、今回実証実験ですが、金額の設定とか、おそらく安いんだろうとは思いますが、こういう事業で利益なんてでるわけないんですから、やっぱりそれ相当の歳出も覚悟して進めなきゃならない事業であります。そして、沿線、今バス4往復走ってますけれども、やっぱりその時間にできない用事ある。それに合わせられない方もかなり多いんです。沿線であっても、そういう中でぜひこれを計画どおり進めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

答弁▼総務課長

片石議員ご指摘のとおり、さまざまな状況を勘案しながら協議会の中でも議論を進め、計画をまとめ、なおかつその中で計画を実行、遂行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

岩田 靖 議員

質問1 自主防災組織の活動費や資機材購入費の助成を

上ノ国町内に現在自主防災組織が6地区にできており、今後、他の地区にもできることが望めます。また、現在ある自主防災組織の中には、なかなか自発的に避難訓練などを行うことが難しい地区もあります。今後さらなる意識の向上を図るためにも、防災活動や防災関連の資機材の購入に対して、補助金制度をつくってはいかがか、所見を伺います。

答弁▼町長

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される組織であります。ひとたび大きな災害が発生した場合、防災関係機関の役割は多種多様となり、個々個別の地域への活動は著しく困難になることが予想されることから、その被害を最小限に食い止めるためには、地域住民自らが災害の初期段階で活動を行うことが重要になり、高齢者や障がいをお持ちの方などの要配慮者に対して、誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのも地域の方々であります。

このように、自主防災組織には日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって地域の方々の避難支援や救出援護活動等を行うことが期待される大事な組織でありますことから、その活動に即した補助を行うよう検討したいと存じます。

再質問

補助の検討するというところで、それはありがたく思います。

道内や、また、全国でも自主防災組織に補助金制度を導入している自治体はたくさんありますが、もちろんそれぞれ補助金の額も内容も異なります。各自治体の自主防災組織の活動費や、資機材購入費に対する要綱を見ますと、自主財源の持ち出しが必要だったり、また、補助限度額が低い場合、かなり限定されてしまうことが予想されることから、ある程度の金額の設定をお願いしたい。また、自主防災組織を継続させるためには、そのままの毎年の補助と資機材の多種多様な、また、具体的な品目などは記載した要項が必要と思われるが、いかがですか。

答弁▼総務課長

自主防災組織への補助等につきましては、多くの市町村でさまざま多様なものがございますけれども、先ほど来から言われておりますように、自助・共助・公助をあくまで基本とした中で、本町の状況に即したものにしていこうというふうに考えてございます。内容といたしましては、自主防災組織の活動に対するソフト的な要素について、また、活動の中で必要となる資機材ハード的な要素についてなど、例えば、防災グッズでありますとか、非常食でありますとか、そういったものについては個人が準備しなければならないものであるというふうに考えられますし、自助の範疇であるというふうに考えております。そういったさまざまなものに関して検討を加えていくべきであろうというふうに考えておりますことから、今後ですね、上ノ国町政策企画立案検討委員会の中で、検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

質問2 新型コロナウイルス蔓延で影響のある事業所に支援金を

新型コロナウイルスは、収まりかけていたにもかかわらず、冬にかけて北海道や檜山にかけて猛威を振るい、また、ここ上ノ国町でも感染者が増加していて、すでに第8波に突入したといえるでしょう。本来なら年末や年始にかけて、いわゆる稼ぎ時となるはずの事業所、特に飲食店は営業に支障を来たしはじめています。このままでは、上ノ国町内の事業所の減少が懸念されます。

そこで、事業の継続や立て直しのためにも町からの支援策が必要と考えますが、所見を伺います。

答弁▼町長

11月に入り新型コロナウイルス感染症の第8波と思われる感染拡大が続いており、本町においても感染者が増加しているように見受けられます。国は、ワクチン接種が進むにつれ感染リスクは徐々に低下することを予想していることから、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら感染拡大防止対策を講じるとしております。

しかし、本町の飲食店からは、忘年会シーズンに入り予約キャンセルがあったという報告を聞いており、飲食店事業者の売上維持のため少しでも早く新型コロナウイルス感染症が収束に向かうことを期待しているところであります。

議員ご提案の事業者への支援についてですが、現在、北海道では事業継続緊急支援金制度を創設し、法人事業者へ10万円、個人事業者へ5万円の支給を受付していることから、関係機関と連携し各事業者へ再周知を図り申請を促してまいりたいと存じます。

また、本町といたしましては、これまでも各種支援をしてまいりましたので、今のところ新たな支援を行う考えはございませんが、今後の経済状況の動向を見据えながら、必要に応じて対応を検討してまいりたいと存じます。

再質問

2020年から日本で猛威をふるっている新型コロナウイルスも、もうすぐ3年目に突入します。コロナワクチンも5回目の接種も始まっています。収束を願うのは誰もが当然のように思っています。

しかし、また感染者が増加するどころか、死亡者も最近になって道内でも増えてきています。世界的に見るともはや気にしていないように見え、政府の行動制限を行わないといっても、町内では、例えば議会や役場も年末年始の宴会の自粛をしてしまうと、それに連鎖して各団体も自粛してしまいます。それが全て飲食店などに直接影響を与えてしまいます。また、期待されていた地域振興券も年末年始の飲食店にあまり反映されないかもしれません。また、道が行っている事業継続緊急支援金、非常にありがたい支援金ですが、あくまで長いスパンの継続の支援金であり、年末年始の自粛の影響を考えると十分とはいえません。検討してみたいかと思いますが、よろしく申し上げます。

答弁▼水産商工課長

まず、道の支援金の方でございますが、12月2日現在なんですが、申請、交付状況の方、北海道に確認したところ、町内では法人16事業者、個人14事業者というふうにお聞きしております。

まず、このような状況なことから、商工会と連携を図りながら12月8日付けで再周知を図ったところでございます。その結果、昨日現在ですね、4事業者から問い合わせがあり、新たに申請をするという意向だというふうにお聞きしております。

まず、北海道にこのような支援金があるということですから、私どももできる限り商工業者の皆さまにこういうような支援金を周知してまいりたいと思います。

また、情報によりますと北海道の方では、今開会されている定例会において、新たな支援金制度を創設するというふうな提案もあるやに聞いております。内容につきましては、令和3年11月以降のいずれかの月の売上が平成30年11月から令和2年3月までの同月比で20パーセント減少と、または、かつ令和4年11月以降に月の事業のために支払ったエネルギー単価が上昇している部分という部分で、新たな支援制度を近々に創設するというふうな考えもございますので、こちらの受付予定とすれば、今現在1月中旬から7月末までの予定となっております。

こちらの新たな支援金、または、現在の支援金につきましても、商工業者のみならず、農業者の方、漁業者の方も該当になるというふうにお聞きしておりますので、まずこのような北海道の支援金の方を、まず私どもとしては周知を徹底して、そういうふうな形でやっていきたいと思っております。

再々質問

先ほども申し上げたとおり、今、道で行ってる事業継続緊急支援金は、あくまでも今までのスパンの中で行われているものであって、私が言ってるのは年末年始、これからキャンセルが続いて大変だろうという、それに対しての支援をしていただきたいということなので、今新たな支援金があるということを知ったので、それが100パーセントできるかどうかわかりませんが、それも町でもそのような新たな支援金があるのであれば、当然窓口してやると思うんですけども、例えそれがなくても町としてやっぱり検討してみたいかかと思いますが、いかがですか。

答弁▼水産商工課長

町といたしましてはですね、1回目の答弁でもございましたが、国の方でやはり経済活動を維持しながら、感染拡大対策をしていくというふうなことだと思っております。その中で、当然私どもも支援の方も今後の経済状況によって当然検討していかねばならないと思っておりますが、国、道においてもですね、直接的な支援金という部分の制度につきましては、先ほどご説明した制度のみとなっております。

今現在どのような制度、または、経済活動ということになりますと、各事業者様へ、やはり維持しながら社会経済活動維持しながら、新たな事業展開なり経営を維持という部分で、設備投資や、または、運転資金の低金利、または、販路拡大等の支援等ということで、今年度につきましては商工会の方へ7件のそのような経営相談があって、そのうち2件の方が低金利融資の活用してると。あと5件の事業者さんの方については、新たな販路拡大、新商品開発等の補助金を活用してるというふうにお聞きしております。そのようなことから、このようなコロナ、または、物価高、エネルギー高等々のこの社会情勢を乗り切るために、このような支援金があるよってということも再周知しながら実施していきたいと思っております。

質問3 湯ノ岱温泉の改築について

現在、湯ノ岱温泉は築47年が経過しており、老朽化もかなり進んでおります。本来ならば、建て直しが好まれると思いますが、多額の費用を要することからそれは難しいことと思われま。しかしながら、施設内では不便なところも見られるため、例えば脱衣所へのトイレの設置など、利便性の向上を図るよう一部改築を考えてみてはいかがでしょうか、所見を伺います。

答弁▼町長

湯ノ岱温泉については、議員ご指摘のとおり老朽化が進んでいるため、例年、施設や設備などの修繕を実施しておりますが、今後においても同様に必要最小限の修繕を実施し、運営してまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の、「新たにトイレを設置するなどの一部改築」は、改築のための費用が高額となることや、改築内容によっては現行の耐震化基準に該当し、さらに費用が嵩むことも考えられることから、難しいものと思われま。

しかしながら、現在設置されているトイレについては、洗浄付トイレに改修するなどの利便性の向上を検討してまいりたいと存じます。

再質問

現在、湯ノ岱温泉のトイレは2箇所あり、和式トイレが残っているところもあります。それが今や洗浄機付のトイレでないところはほとんどないので、改善することは望ましいことだと思います。しかし、脱衣所にトイレがなく、一度脱衣してそのまま裸でトイレに行く人もいると聞きました。業者に見立てて、見立ててもらっただけでもするべきではないかと思ひます。また、一部改修は難しいこととのことでしたが、例えば浴室の一部床が剥げていたり、ポイラー室の配管レバーの不備なども見られます。また、改修ではないですけど、もともと湯ノ岱温泉にはついていない露天風呂やサウナを望む声も多いと聞きます。今一度、検討してみてはいかがでしょうか。

答弁▼住民課長

いろいろな不備な点があるということですし、入浴してる最中にトイレに行くってということですけど、入浴前にトイレを済ましていただいて、その後に入浴していただくことでその部分は解消できるかなと思ひます。いずれにしても、町長が答弁してるとおり、今後も必要最小限の修繕で実施していきたいと思ひますし、トイレについては、どのような形ができるのか今後検討していきたいと思ひます。

再々質問

今、主に改築の話をしましたけど、湯ノ岱温泉もうすぐ築50年になる施設でございますけども、小さい改築にも限界があると思ひます。今後、どうお考えか聞かせていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

答弁▼副町長

湯ノ岱温泉利用者もそれなりにはいるとお聞きはしております。ただ、町営として維持管理するためには、はっきりいって赤字採算です。このような状況の中で、今後老朽化がどんどん進んできて、建物が維持することができないような状況があればですね、残念ながら廃止も検討しなければならぬと思ひます。それをしないためにも、悪いところを少しずつ改修しながら、やはり皆さん、湯ノ岱温泉については、お湯質の関係から好んでる方も多々いるお話しも聞きますので、どうにか維持していきたいような、維持していくような形で町の方としても進めているんですけど、なかなかこれを新しく改築してやるということになると、多額のお金があります。また、町内には別に温泉もありますから、将来的なことを聞かれた場合については、今の状況の中では廃止も検討することはあるということをお伝えしたいと思ひます。